

令和7年度第1回滋賀県契約審議会 議事概要

1 日時

令和7年10月17日（金） 15時00分～16時30分

2 場所

県庁大津合同庁舎7階 7-A会議室

3 出席委員

磯田委員、佐賀委員、土山委員、中田委員、廣川委員（50音順）

（欠席：小川委員、高坂委員、野村委員）

4 議事概要

（1）令和6年度契約状況実態調査の結果について

資料1に基づき事務局から説明を行った。

（質疑応答・意見等）

○委員

県内事業者の割合は、金額ベースではどうだったのか。
どのようにして、物品の県内からの調達割合を高めていくのか。
一般競争入札の構成比が下がっているが、何か原因があるのか。
それとも、誤差の範囲内であり基本的には望ましい数字をキープ
しているという分析なのか。

○事務局

資料1の3ページに金額の構成割合も併せて掲載している。金
額ベースでの県内割合は、工事は約8割、物品は約6割、委託は約
4割。

物品についても、できる限り県内事業者から調達するというル
ールを設けている。20者以上の入札参加が見込まれれば県内事業
者のみに限定して入札ができ、参加者が少なく競争性があまり働
かない場合は徐々に県外へも範囲を広げている。

一般競争入札の割合は、年によって若干の変動があるが、後退し
ているということではない。原則は一般競争入札という意識がこ
の数字に表れていると考えており、引き続き周知徹底してまいり
たい。

○委員

ダンピングのような状況は、現在あるのか。委託業務の価格の中
心はおそらく人件費だが、適正な価格の設定は可能なのか。極端に
言うと、設計額が適正な額なのではないか。最低制限価格をどんど
ん設定すると、労務費を価格転嫁する動きにならないのではない
のかという懸念があるが、どのように考えているのか。

○事務局

現在ダンピングがあるという話は会計管理局には入っていない
が、ダンピング受注が懸念される業務として、例えば、落札率が6
割を下回る業務を想定している。そうした落札がないように、今回

	の指針を作成した。これまでは安ければよいという考え方が強かったが、最近は国からも、積極的に最低制限価格制度の適用を検討してほしいという通知が出ている。 予定価格の積算においては、最新の実勢価格を考慮すること、複数見積りを取ることに、見積りの内訳、特に人件費を確認すること等を注意喚起している。今後も研修、実地検査、審査等を通じて、適切な予定価格の設定を周知してまいりたい。
○委 員	企業から、入札が最低制限価格に近いところでの厳しい争いになっているという話も聞いている。最低制限価格や予定価格が低くなるような制度では問題が出てくるのではないかと懸念している。入札に参加する企業の実態調査や、実際の声を収集できるような方法も検討してほしい。
○事務局	御指摘のとおり、事業者の声は非常に重要。毎年、事業者調査を実施しており、現在実施中の今年度調査の結果については次回御報告したい。調査でいただいた意見は、県の取組の改善に生かしている。今後も、事業者からの意見を積極的に集めてまいりたい。
○委 員	条例制定後3年間の数値の推移を見ると、悪い方向に行っていないのが条例の効果なのかもしれないが、大きくは変わっていないという事実がある。 一者見積の構成比を下げていくための取組の一つである「随意契約事前チェックリスト」が、形式的にならないようにする必要がある。このリストを会計管理局が確認した結果、担当部局に対し、その随意契約を見直すよう差し戻すことはあるのか。
○事務局	契約条例と取組方針を策定したことにより、契約や入札の透明性、適正性、競争性等が大事だということを、県職員も事業者も、しっかりと意識できるようになったと考えている。(目標数値に)達成したから、数字があまり動かないから、もうできた、と捉えるのではなく、当事者が常に意識を持ち続け、改善できることがあれば不断に見直し、取組を推進してまいりたい。 チェックリストについては、まず事業担当課がリストを使って自らしっかりと確認を行っている。次に、会計管理局の審査・指導係が、チェックリストの記載内容を見て、適用理由の具体性が足りない場合等に、事業担当課に再検討するよう指導・助言している。
○委 員	チェックリストを会計管理局が見てOKすれば契約締結を進めることができる、という理解でよいのか。
○事務局	そこまでの権限はなく指導・助言のレベルだが、会計管理局から事業担当課に対して意見を伝えている。
○委 員	指名競争入札の割合が平成18年度は48.9%だったのが、令和6年度は1.1%となっている。この約20年間で、新しい契約相手が増えたのではなく、入札方法が指名から一般に変わったのではないかと推測するが、これは事業者にとっては良いことだったのか。その

○事務局	ような声を聞くことも大切。 指名競争入札よりも一般競争入札の方が、競争性が高まるという点で、良い方向に働いていると考えている。令和6年度の指名競争入札の割合は1.1%で、道路や河川の維持修繕の単価契約が含まれている。道路や河川については、その地域に精通している事業者の方が、地理的条件をよく把握していて緊急時に素早く対応できるので、一部、指名競争入札が残っている。原則は一般競争入札であるということを徹底してまいりたい。
○委員	以前は指名競争入札が多かったように思うが、一般競争入札の割合がドラスティックに高くなっている。県内市町も同様の傾向なのか。
○事務局	市町の状況を詳細に把握しているわけではないが、自治体が発注する契約の適法性について社会的にも意識が高まっている。県が条例や取組方針に基づいて様々な取組を行い、改善していることをホームページでも情報発信しており、市町も情報を入手できる。県内の市町では、契約条例の制定はないが、例えば大津市では、契約に関する基本的な方針や手続を定める契約規程を定めている。市町においても、条例という形ではないが、契約の透明性確保、入札事務の適正化等を意識した取組を実施している。
○委員	もし、他府県の状況等の情報があれば、また報告いただきたい。

(2) 「滋賀県が締結する契約に関する条例」の取組の総括について
資料2に基づき事務局から説明を行った。

(質疑応答・意見等)

○委員	この3年間、原因が明確なものは対応できたのだと思うが、そうでないものは、組織の構造的な原因があるのかもしれない。契約は介入が難しい領域であり、ドラスティックな変化がすぐに成果に現れるというものではなく、取組の評価が難しい。 一貫して求められているのは、契約行為が適正に行われることにより健全な競争力を担保することと、それが県内の経済活動に資することだと理解している。 一般競争入札の割合は良好な状態を維持しているという評価だが、その状態を維持することが目的なのか。率直なところ、今後新たな取組を展開しても、これらの数値が大きく変わるとは思えない。数値が悪い方へ行かないように確認しながら、残りの取組を粛々と進めていくことになるのではないかな。 事業者の声を聞くことは大切。新しい展開として、単一の事業者から聞くだけではなく、事業者の集まりの場において意見を聞くような取組があれば、これまでとはまた違う声が聞けるのではないかな。
-----	---

	いか。 契約を取り巻く社会経済状況に関して、県は、一つの大きな事業体でもある。再エネ・省エネの事業所としての診断など、県も、事業体としての価値や意義を高めるという目線を取り入れて、契約について改めて継続的に検討することも必要。
○事務局	劇的に数値は変わらなくても、継続していくことが大事。引き続き色々な方々の御意見をいただきながら、取組を進めてまいりたい。
○委員	今回の総括により、条例ができてからの具体的な取組や数値の動き、効果がわかった。特に4ページの指標は、条例ができてから、より理念達成の方向へ数値が変わっており、よかったと思う。 6ページの「事業者からの意見への対応」で、「対応」のほとんどが、意見に対して講じた手段。その手段を講じた結果、指標がどうなったのかについても調査すると、目標を達成できたのか、まだ道半ばなのかがわかりやすいのではないかな。そうした分析を各部署に共有すれば、会計管理局から意見を言いやすくなり、今後の対応も検討できると思う。
○事務局	最低制限価格を設けると、その金額がいくらなのかをどうしても事業者は知りたくなってしまう。担当職員を守るための制度としては、どのようなものがあるのか。 対応の結果どうなったのかという視点は重要。これらの取組は、事業を担当する各所属の協力なくしては推進できないので、取組結果をフィードバックすることはとても大事だと思う。 例えば、電子契約システムを今年度から本格的に導入したところ、8月末時点で電子契約の件数は700件となっている。庁内に周知することにより、より一層の電子契約の推進に繋げてまいりたい。
○委員	最低制限価格に関し職員を守るための制度の一つは、今回作成した指針とQ&A。価格の決定について説明責任が果たせるようにしなければならないので、指針等が抛りどころの一つとなるのではないかと考えている。事業者からの問合せに対し、情報公開できるものとできないものはあるが、説明責任をしっかりと果たして信頼をいただくことが重要なので、指針の活用を庁内に周知してまいりたい。
○委員	電子契約の件数・割合を部署別に示すと、各部署により自分ごととしてとらえていただけるのではないかな。 職員を守る方策について、例えば、電子入札では、最低制限価格に一定の幅の乗率をかけて、金額を自動的に算出する自治体もあると聞いている。そのような方法もあるので、ぜひ職員を守るという視点も今後の検討に加えていただきたい。
○委員	事務局から説明のあった、条例があるから適正な契約をと

	意識を持つことができるということこそ、条例の値打ちだと思う。総括にも条例の効果として示しておく、市町や他の自治体の取組にもつながっていくと思う。 価格転嫁の観点からの取組はとても難しいが、県商工観光労働部が積極的に動いている。部局横断的に連携して取り組んでいくことを意識するとよいのではないかな。
○委員	「ビジネスと人権」はとても難しく、どのように取り組んでいくのかは大企業もまだ模索中。この視点を取り入れるのは時節をとらえているが、どうしていくのかは心配。 14ページの下請法改正についても、まさに今、各企業が悩んでいるところだが、「価格転嫁等の取引適正化」はぜひ掲げて取り組んでいただきたい。 最近は様々な分野で、企業はIT投資をしないと成長できなくなっているが、それを価格に転嫁するのは難しい。大企業はIT投資ができて整備が進んでいるが、中小企業では難しいという両極端な状況がある。労務費、原材料費以外のコストも増えていることをぜひ意識していただきたい。
○事務局	いずれも難しいテーマではあるが、しっかりと意識して取り組んでいくことが大事だと考えている。 「ビジネスと人権」について具体的には、例えば、契約書の約款に該当項目を追加することなど、関係部局の意見を聞いて調整しながら進めてまいりたい。 IT投資を含め、価格転嫁については事業者の声を聞くことが大事だと考えている。また、県商工観光労働部では様々な支援策を行っているので、部局連携を意識しながら進めてまいりたい。
○委員	「人権尊重の視点に立った企業活動の推進」を、取組方針のどこに位置づけるかが難しい。基本理念4「2多様な人材の活用に関する取組」には、女性活躍推進や、多様で柔軟な働き方の実現等がある。人権尊重はあらゆる政策が目標とすべきところなので、「5その他」に置くのは厳しいのではないかな。全体を包括する部分や、条例が目指すところ・方向性を示す部分に追加してはどうか。 また、取組方針の各項目の主語は、事業者というよりも県を想定しており、今の「県の契約を活用した人権尊重の視点に立った企業活動の推進」という書き方は、県を主語とする取組としては遠く感じられる。取組方針における具体的な文言のイメージはあるのか。
○委員	人権は包括的な問題なので、条例が目指すところに置くのか、個々の取組として置くのかは難しい。まずは、この方向で二つの項目を追加することとし、どのような書き方、位置づけとすれば取組方針に馴染むのかについては、事務局にて再度検討し、次回説明ということによろしいかな。
○全員	はい。

○事務局

「ビジネスと人権」について、現時点で具体的な文言はまだ持ち合わせておらず、取組方針のどこに位置づけるかについても、いただいたご意見を踏まえ検討してまいりたい。

取組の主語は事業者を想定していたが、県と双方でできることが何かあるのかについても、今後検討してまいりたい。

以上